

ID: 191

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市地域子育て支援センター条例 第4条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第39号		
【根拠条文】 (利用者の範囲) 第4条 子育て支援センターを利用できる者は、次のとおりとする。 (1) 乳児又は幼児及びその保護者 (2) その他市長が適当と認める者 2 前項第2号の規定は市長の許可を受けるものとする。 【基準】 根拠条文及び名寄市地域子育て支援センター条例施行規則第6条の規定による。 (利用者の範囲) 第6条 条例第4条第1項第2号のその他市長が適当と認める者は、事業の推進に支障のない範囲で次に掲げるものとする。 (1) 近隣に所在する7区、8区及び18区町内会 (2) 名寄市が共催、支援協力する事業を実施する団体			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日